

平成30年第2回平取町議会定例会（開 会 午前 9時30分）

議長

それでは、皆さんおはようございます。ただいまより平成30年第2回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で、会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、6番藤澤議員と7番中川議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、3月1日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。10番四戸議員。

10番
四戸議員

10番四戸です。本日招集されました第2回町議会定例会の議会運営等につきましては、3月1日に開催されました議会運営委員会におきまして協議し、会期については本日3月5日から3月16日までの12日間とすることで意見の一致をみておりますので議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日3月5日から3月16日までの12日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日から3月16日までの12日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成29年12月分、平成30年1月分の出納検査の結果報告、平成29年度財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理状況監査の結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。次に、日高交通災害共済組合議会、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので、あわせてその写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。次に、閉会中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。要望経過報告について。町長。

町長

それでは1点目の要望経過報告を申し上げます。要望項目、北海道平取高等学校グラウンドの整備、早期整備、改修に関する要望であります。要望先は北海道教育委員会教育部長ほかでございます。要望月日は2月6日であります。要望者は町長、議長、教育長であります。平取高等学校グラウンドの早期整備につきましては平成4年に暗渠排水設備工事を行って以来、改修等がされることなく現在に至っております。2度の集中豪雨等による災害で表土が流出し水はけが悪く、石が表面に出て非常に劣悪な状況から要望をしたものでございます。

道教委の佐藤部長からは30年度の予算は既に決まっておりますので厳しい状況にありますが、30年度の早い時期に工事等の執行残が出れば早期に対応したいと回答がございました。ただし執行残は年度末というスケジュール感が合わない場合については、31年度予算で整備していきたいとのことでございます。次に2点目の要望項目、JR日高線の早期運行再開と地域公共交通に関する緊急要請でございます。要望先は北海道の山谷副知事であります。要望月日は2月16日であります。要望者は日高町村会として管内7町長であります。要請内容については、日高町村会として2月7日にJR北海道西野副社長との意見交換を浦河町におきまして行っておりますが、JR日高線の早期運航を強く要請をしたところでございます。一昨年の11月にJRの北海道が発表いたしました13線区のうち、日高線、鷗川から様似間を除いた12線区についてはすべて運行されておりますことに鑑みながら、3年1か月運行されてない長大路線日高線も走行できるようにしていただくとともに、北海道のバランスのとれた発展についてJR北海道に対し要請をしていただきたい。また早急に抜本的な解決策を図れるように、国に支援を要請されるように、要望したところでございます。具体的な要請内容については、1点目は、鉄路を生かした早期の運行航再開といたしまして、現行車両での鷗川駅から日高門別駅までの早期の運行再開、また現行車両を運搬しながら静内駅から様似駅までの早期運行再開について要請をしております。また2点目に、DMVの導入については、護岸決壊しております大狩部から厚賀間、新ひだか町の静内駒場等の被災状況が著しいことから日高門別駅から静内駅までについては、当面、代行バスを運行させながら、DMVが実用化された後には導入を目指し、代行バス区間を解消していただきたいという内容が2点でございます。3点目は、護岸決壊しております大狩部、厚賀間のこの箇所恒久的な復旧対策についてでございますが、国土保全の観点からも早急な抜本的解決策を講じること。最後に4点目については地方バス路線の維持確保についてであります。日高東部、これは浦河町、様似、えりも町から十勝南部広尾町間の、既に今走っておりますけれども、日勝線はえりも町から広尾町間を結ぶ唯一の公共交通機関でございまして、過疎地域に暮らす住民にとってかけがえのない生活路線についてはその維持確保に努めることについて、改めて路線の存続を求めたところでございます。山谷副知事からは各沿線の声をしっかりJR北海道のほうに届けて参りたい、また市長会あるいは町村会と連携しながら、解決に向けて加速化させていきたいという回答があったところでございます。以上で要望経過報告を終わります。

議長

2点目といたしまして、平取町教育行政に関する報告について。教育長。

教育長

それでは平成29年12月定例議会以降における諸般の教育行政につきましてご報告いたします。それでは1点目、体罰に関する実態把握調査結果について

であります。体罰に関する調査につきましては平成24年度に始まり今回で6回目となっております。これまで北海道内におきましては数多くの体罰としての認知事案が発生しており、体罰防止に向けた取り組みを推進しているにもかかわらず、依然としてなくならないことは大変憂慮される状況と言えます。北海道教育委員会は本年度におきましても、体罰事故実態把握と事故防止の周知徹底を図ることを目的として、教職員、児童生徒、保護者に対して調査を実施したものとっております。平取町分にかかわる調査につきましては昨年12月の終業式までに、小中学校7校の教員、児童生徒並びに保護者に対するアンケート調査票の配布、回収を行い、回答内容の点検確認作業を終えたところでございます。回答状況につきましてはすべての教員73名についてはいずれも体罰行為はないものとするものでありました。また保護者及び児童からの回答につきましては、児童生徒自身体罰を受けたことがあるか、また他の児童生徒が体罰と思われる行為を受けているのを見たことがある、聞いたことがあるかとする質問に対して、小学生中学生ともにないとする結果でございました。今後とも町内各学校におきましては、体罰の未然防止に向けいかなる場合においても体罰は許されないとする共通認識を教職員間で図ることの徹底に努めてまいります。次に2点目のいじめ問題に関する児童生徒の実態把握調査結果についてであります。北海道教育委員会が年2回行っております調査の中で、直近のものとして昨年11月におけるアンケート調査の結果となります。町内小中学校児童生徒392名の回答状況となっております。まず今年度の4月から嫌な思いをしたことがあるかとの問いに対しまして、あると答えた者は50件であり内訳として、小学校が47件、中学校が3件。内容としては複数回答も含めまして仲間外れ、無視が16件、暴力が15件、いたずらが8件、悪口が25件、その他が4件となっております。前年度の調査におきましていじめられたことがあるかとの設問に対し26件でありましたが、数字としては倍となっております。これは質問の問いかけが、いじめられたことから嫌な思いをしたことというふうに変わりまして、早期発見、早期対応をするための調査となったことからの増加が大きいものとなっております。いずれにしましても、それをもとに学校としては関係する児童生徒への聞き取り、また指導等を的確に行っているところであり、現在学校自体でいじめと認知する事案は小中学校ともにないものとなっております。教育委員会としましてはいじめは絶対に許されない行為であるということを児童生徒に指導していくよう各学校長に指示していくとともに、保護者とも連携を図りながらいじめ防止に向けた取り組みを進めてまいります。次に3点目の平成29年度の全国体力運動能力運動習慣等調査についてであります。本調査につきましては児童生徒の体力や生活習慣、運動習慣、食習慣の状況を把握し、体育、健康に関する改善と指導を図るものとなっております。平取町としましては小学校4校の5年生48名、中学校2校の2年生41名、合計89名を対象として実施いたしました。なお貫気別小学校は5年生が欠学となっておりますので小学校は4校となっております。

調査内容につきましては体格調査と実技調査及びアンケート調査となっております。実技調査については小中学校ともに握力、反復横跳び、50メートル走、ボール投げ、20メートルシャトルランなどの8種目となっております。またアンケート調査につきましては運動習慣等に関するものとなっております。まず小学校の調査結果となりますけれども、体格におきましては男女とも身長はおおむね全国平均と同様となっております。体重は男子では正常が75%、中程度の肥満が10%となっております。また女子では正常が82.1%、軽度の肥満が7.1%となっております。次に体力運動能力面では、男子児童においてはボール投げにおいて全国平均を上回っておりますが他の7種目については下回る結果となっております。特に20メートルシャトルラン、50メートル走といった走力、また体の柔軟性が弱いという結果となっております。女子児童につきましては体前屈を除く7種目において全国平均を上回り、体前屈のみ全国平均を下回る結果となっております。体力合計点では全国平均に対し、男子が低い、女子はやや低いという結果でございました。次に運動習慣等の調査結果でございますけれども、男子も女子も運動することが好きで体育の授業は楽しいとする回答が全国、全道平均を上回る状況となっております。自分の体力に自信があるかとの問いに、自信があると答えた児童は男子で65%、女子では71.4%となっております。続いて中学生における調査結果であります。体格にありましては男女とも身長では全国平均を下回っております。体重では男子が4キロを上回り、女子ではほぼ全国平均と同様の結果となっております。次に体力運動能力面では男子生徒においてはボール投げ、立幅とびにおいて全国平均を上回り、握力がほぼ同様、シャトルラン、50メートル走などの走力と体の柔軟性については全国を下回っているような状況でございます。女子生徒につきましてはかなり深刻な状況でありまして、すべての種目で全国平均を下回る結果となっております。ボール投げが辛うじてやや下回っているという状況のほか、特に走力、筋力についてはかなり低い数字となっております。次に中学生における運動習慣等の調査結果につきましては、男子では保健体育の授業が楽しいと答えたのが90.9%を占めており、運動が好きですかとの問いにも86.3%が好きと回答しております。女子では78.9%が運動が好きと回答しておりますが、体力に自信があるかとの問いには自信があると答えたのは26.3%にとどまり、自信がないとの答えは73.7%ということとなっております。以上調査結果の概要について説明をいたしましたけれども、教育委員会としては、本結果を踏まえた上で児童生徒の望ましい生活習慣の確立並びに体力向上への取り組みについて各学校が主体性を持って実施し、その環境づくりに努めてまいりますのでよろしくご理解願います。続いて4点目の平成29年度平取町教育奨励表彰被表彰者の決定及び授与式の実施についてご報告申し上げます。本年度における教育奨励表彰につきましては、1月29日開催の教育委員会議において被表彰者を決定し、去る2月27日に表彰授与式を実施したところであります。被表彰者につきましては別添資料1の

とおり、学校教育奨励の２個人１団体、社会教育奨励が１団体、芸術文化奨励が１個人、スポーツ奨励が５個人１団体となっております。被表彰者にかかわる実績内容等につきましては別紙に記載となっておりますのでお目通しをお願いしたいと思います。説明は省略させていただきます。最後に５点目の公営塾平取義経塾冬期講習会の報告であります。資料２になりますが、１２月の２３日から１月２３日までみどりが丘住民センターにおいて実施をしております。受講者数は中高校生で９３名、内訳は平取中学校生徒が５７名、振内中学校生徒２０名、平取高校生徒が１６名となっており、対象生徒１９７名に対し４７．２％の受講率となっております。また期間中８コマで選択をできるというふうになっておりますけれども、ほぼすべての生徒が８コマを受講し、途中でのリタイヤ等はありませんでした。生徒及び保護者の評価としましては個別指導によりわかりやすく、講師についても親身で親しみやすく塾に行くのが楽しみだという声も多く聞かれたところでございます。現在アンケート調査の分析をしておりますので、結果が出た段階で報告をしてまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いします。以上、昨年１２月の議会定例会からこれまでの主な教育行政について報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第５、議案第１号平取町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは議案第１号平取町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例の制定につきましてご説明いたします。この条例制定につきましては平成２６年の介護保険法の一部改正により居宅介護支援事業所の指定権限を都道府県から市町村へ移譲することとなり、平成３０年４月１日までに市町村の条例で定めることとなっていましたことから、今回、条例案の提出となったものです。条例の内容としましては、２ページ、３ページになりますが、まず第１条の主旨としまして、介護保険法に規定する平成１８年の厚生労働省令を基準とした指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス、これについて人員、設備及び運営、また介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について必要な事項を定めることとしています。第２条以下の条例につきましては第２条から第５条までは、地域密着型サービスに関わるもので介護認定の要介護者を対象とするものです。また第６条から第８条までは地域密着型予防サービスということで、要支援者にかかわる条文ということになっております。それではまず、第２条、また第６条にもありますとおり法で定めるサービス事業の基準は、厚生労働省令により第２条は地域密着サービス基準、第６条は地域密着型介護予防サービス基準をもってその基準とすることとしています。次の第３条及び第７条では基準に定める記録の整備

期間を2年間から5年間へ延長することとしています。これは事業所の指定権限を町へ移譲したということに伴うものであります。次の第4条では地域密着サービス事業所の定数は29名以内としています。また第5条及び第8条では、サービス事業者の指定として条例で定めるものとして法人としています。なお附則にありますとおり、これまでの平成25年、条例第8号及び条例第9号はそれぞれ廃止することとし、本提案の条例を新たな条例としまして平成30年4月1日から施行するものとしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号平取町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号平取町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは議案第2号平取町指定居宅介護支援等の事業の人員、及び運営等の基準等に関する条例の制定につきましてご説明いたします。この条例制定につきましても先ほど議案第1号と同様に平成26年の介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業所の指定権限を都道府県から市町村へ移譲することとなり、平成30年4月1日までに市町村の条例で定めることとなっていましたことから今回条例案の提出となったものです。条例の内容としましては、5ページ、6ページになりますけども、第1条の主旨としまして介護保険法に規定する厚生労働省令の基準について指定居宅介護支援等及び指定介護予防支援等について人員及び運営、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について必要な事項を定めるものです。第2条以下の条例につきましては、先ほど同様第2条から第4条までは指定居宅介護支援にかかるもので、介護認定の要介護者を対象とするものです。また第5条から第7条までは指定介護予防支援ということで、要支援者にかかわる条文ということになっております。それでは第2条、また第5条にもありますとおり法で定めるサービス事業の基準は、厚生労働省令により第2条は指定居宅介護支援基準、第5条は指定介護予防支援基準をもってその基準とすることとしています。次の第3条及び第6条で

は、指定居宅介護支援、また指定介護予防支援基準に定める記録の整備としての期間をこれも町への権限移譲に伴って２年間から５年間へ延長することとしています。また第４条及び第７条では事業者の指定として条例で定めるものとして法人としています。なお、附則にありますとおりこれまでの平成２７年条例第３号は廃止することとし、本提案の条例を新たな条例として平成３０年４月１日から施行するものとしています。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第６、議案第２号平取町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準等に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。日程第７、議案第３号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第３号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書７ページをご覧ください。平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第９６条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。次のページをご覧ください。平取町国民健康保険税条例、昭和４４年平取町条例第３２号の一部を次のとおり改正しようとするものであります。今回の改正理由は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成２９年３月２７日に成立しておりますが、国民健康保険における財政責任主体が都道府県に移行することに伴う国民健康保険税の改正部分が平成３０年４月１日から施行されるため、平取町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。あわせて地方税法の改正、施行によりまして財政運営が納付金制度となるため、現行税率を改正し負担する費用を確保するものでございます。また税率改正においては、基礎課税額医療分、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の不均衡の是正、賦課総額の更正を現行４方式から資産割を廃止した３方式に改めることを、今回の広域化移行に伴う改正とあわせて税率を見直し改正するものであります。８ページから１０ページまでが改正条文となりますが、改正の内容につきましては１１ページの新旧対照表によりご説明いたします。１１ページをお開き願います。新旧対照表の右側が現行の条例文、左側が改正後の条例案となります。最初に第２条課税額です。この条項は保険税の課税総額について規定していますが、地方税法

の改正によりまして、賦課総額を算定する基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額をそれぞれ分けて解釈を明確に規定する形式に改正しております。12ページをご覧ください。現行第2条第2項、第3項、第4項については引用する条項を改正する規定で条項号を改正しております。あわせて今回の税率改正において、資産割額を廃止することによる字句、文言の削除をしております。次に、現行第4条国民健康保険の被保険者にかかる資産割額ですが、今回の改正により廃止とし条項を削除しております。14ページをご覧ください。現行第7条、後期高齢者支援金等課税額の資産割額及び、下のほうにありますが、第9条、介護納付金課税被保険者にかかる資産割額も、今回廃止とし条項を削除しています。この条項の削除によりまして、現行第5条以降、条項が繰り上がりとなっております。また、条文中の条項についても条項の繰り上がりによる改正としてしております。第5条以降規定しております所得割額、均等割額、平等割額の改正についてご説明いたします。13ページにお戻りください。現行第5条、国民健康保険の被保険者にかかる被保険者均等割額です。この条項は基礎課税額医療分の改正となります。均等割額1万9千円を1万8千円に、現行第5条の2第1号2万8千円を2万5千円に、第2号1万4千円を1万2500円に、第3号、2万1千円を1万8750円にそれぞれ引き下げるものであります。次に、後期高齢者支援金等課税額の改正となります。現行第6条、後期高齢者支援金等課税額の所得割額100分の2.1を100分の2.6に引き上げるものです。14ページをご覧ください。現行第7条の2、均等割額5千円を6千円に、現行第7条の3、世帯別均等割額第1号5千円を7千円に、第2号2500円を3500円に、第3号3750円を5250円にそれぞれ引き上げるものです。次に、介護納付金課税額の改正となります。現行第8条納付金課税被保険者にかかる所得割額100分の0.8を100分の1.4に引き上げるものです。15ページをご覧ください。現行第9条の2、均等割額6千円を8千円に、現行第9条の3、世帯別均等割額5千円を9千円にそれぞれ引き上げるものです。以下、現行第10条から17ページまでの条項の繰り上げ、条文中の条項号の改正となっております。18ページをご覧ください。現行第23条国民健康保険税の減額ですが、第1号は7割軽減世帯の税額になります。第1号医療分ですが、イからロにつきましては現行下線の額から改正下線の額に引き下げるものです。支援金分、ハから二になりますが、あわせて介護分、コからヘにつきましては現行下線の額から改正下線の額にそれぞれ引き上げるものになります。第2号は、5割軽減世帯の税額になります。医療分第2号イから、19ページに移りまして、ロにつきましては現行下線の額から改正下線の額に引き下げるものです。支援金分ハから二、介護分コからヘにつきましては、現行下線の額から改正下線の額にそれぞれ引き上げるものとなっております。第3号は2割軽減世帯の税額になります。医療分第3号イから、20ページをご覧ください、ロにつきましては現行下線の額から改正下線の額に引き下げるものとなっております。支援金分ハか

ら二、介護分ホからへにつきましても同様、現行下線の額から改正下線の額にそれぞれ引き上げるものとしております。以下、現行第23条の2から第27条までの条項の繰り上げ、条文中の条項号の改正となっております。議案書10ページにお戻りください。附則をご覧ください。附則では施行期日と経過措置を定めております。第1条、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。第2条、この条例による改正後の平取町国民健康保険税条例の規定は平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものとしております。なお、本条例の改正につきましては、2月6日開催の平取町国民健康保険運営協議会の答申をいただいております。以上説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第3号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号平取町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第4号平取町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。22ページをご覧ください。本条例は平成30年4月1日からの国民健康保険の都道府県化に伴い一部改正するものであります。新旧対照表によりご説明いたします。24ページをご覧ください。右側が現行、左側が改正案であります。町が行う国民健康保険ですが文言整理でございまして、第1条中、「国民健康保険」の次に、「の事務」を追加いたします。国民健康保険運営協議会ですが、北海道にも国民健康保険運営協議会が設置されることから、第2条の前、見出し中及び本文中の「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めます。被保険者ですが、外国人登録法は廃止となっておりますので、第4条を削除し、次の出産育児一時金、第5条を4条といたします。葬祭費ですが、第6条を第5条とし、国民健康保険の都道府県化に伴い、葬祭費の支給が全道3万円に統一されることから、本文中1万円を3万円に改め、第7条から第15条までを1条ずつ繰り上げます。23ページをご覧ください。平取町国民健康保険条例の一部を改正する条例で、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するもの

であります。以上ご説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。7番中川議員。

7番
中川議員

7番中川でございます。24ページの第6条、被保険者が死亡したときは葬祭費として1万円から3万円に変えるということになっておりますけども、昨年まで1万円だったということで私のほうも調べてみましたら、各自治体でさまざまな値段の違いがあるんですね。そしてこういうふうななかで、今回3万円にしたということはどういうことなのか、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

議長

町民課長。

町民課長

お答えいたします。1万円のところを各市町村で今まで葬祭費については決定していたんですけども、全道広域化に伴い、葬祭費が3万円に全道統一されたことに伴いまして今回の改正に至ったものであります。以上です。

議長

ほかございませんか。

（質疑なしの声）

なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第8、議案第4号平取町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第5号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保 健 福 祉
課 長

それでは議案第5号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。27ページをお開きください。改正の内容は主に介護保険料の改正です。介護保険事業計画は3年に1回見直すこととなっています。今後さらに高齢化が進み介護や介護予防に対する需要は増大することが推測されますことから、平成30年度からの新たな計画に沿って介護保険料の増額改定をしようとするものです。改定の額につきましては、28ページの新旧対照表をご覧ください。中ほどにあります（5）の第5段階の保険料基準額の部分ですが、改正前は保険料の基準月額が3500円で年額4万2千円でしたが、これを月額4800円年額で5万7600円に改正し、また、（1）から（9）まであ

りますとおり、所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行う観点から、従前どおり保険料を9段階に区分し算定するものです。第3項にありますとおり（1）の低所得者の軽減措置として、前期に引き続き0.5から0.45へと保険料の軽減を行います。これは消費税相当分、国の特例措置ということですので。次に第15条ですが、介護保険法第202条第1項の規定により、被保険者としての資格、保険給付、地域支援事業、介護保険料に対して、文書、物件の提示、質問をすることができると規定されていますが、これに従わない場合などに10万以下の過料を科すとしています。国の改正により、これの対象をこれまで65歳以上の第1号被保険者としておりましたけれども、今後すべての被保険者、第2号、40歳以上65歳未満の2号被保険者にも適応させるというものです。なお、附則としまして施行期日は平成30年4月1日とし、経過措置としまして、第2条の規定は平成30年度から適用し、平成29年度以前の保険料につきましては従前の例によるとしています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第9、議案第5号平取町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第6号平取町民公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。観光商工課長。

観光商工
課長

議案第6号平取町民公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案29ページでございます。今回の一部改正につきましては、平取町民公園条例第6条の使用料及び第7条の有料公園施設の別表第2に、ニセウエコランドの使用料が入っていなかったため今まで雑入で受けていましたけれども、監査委員より指摘事項となっておりましたので、今般、別表第2にニセウエコランドの使用料を追加いたしまして、平取町町民公園条例の別表第2有料公園施設の中に指定するため、条例の改正をしようとするものであります。また、二風谷ファミリーランドの使用料につきましても変更がありますので、あわせて一部改定するものであります。それでは、訂正箇所を旧対照表により説明いたしますので33ページをご覧くださいと思います。右側現行、左が改正案ということで、現行のほうですけども、二風谷ファミリーランドパークゴルフ場、用具持参、大人300円と、その下高齢者、小学生150円となっている

ところの摘要欄でございますけれども、現行では「町民とする」ということになっておりますけれども、平成24年の4月1日に町外者も対象とするということで改正をしておりますので、この部分を削除いたします。次に、34ページをご覧いただきたいと思います。二風谷ファミリーランドキャンプ場、バンガロー5人用につきましては、平成28年度に電源を設置いたしましたので、摘要欄に「電源あり」を加えます。また、同じページの二風谷ファミリーランドグラウンド以降、ここにニセウエコランドパークゴルフ場、ニセウエコランドキャンプ場テントサイト、バンガロー、コインシャワー、散策の森、ニセウの森、体験の森を加えるということでございます。32ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例につきましては平成30年4月1日から施行するものとします。以上、平取町民公園条例の一部を改正する条例について、別表第2の説明といたしますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第6号平取町民公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第7号平取町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

それでは議案第7号平取町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案の36ページをご覧ください。本件につきましては、今年度平成29年度に小平のアベツ地区におきまして新たに携帯電話基地局を整備しまもなく供用を開始することから、当該施設につきまして、条例に追加しようとするものでございます。次ページをお開きください。第2条の表に名称欄に「移動通信用小平基地局」、位置欄に「平取町字小平53番地3」を追加し、附則として平成30年3月23日から施行しようとするものでございます。本基地局につきましては、NTTドコモとKDDI…a uですね、の2社がサービスを提供することになっております。以上説明が終わりましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 11、議案第 7 号平取町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第 12、議案第 8 号公の施設に係る指定管理の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり
課長

それでは議案第 8 号公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案の 39 ページをご覧ください。本件につきましては、現在指定管理で運営をしております豊糠山荘の管理期間が、平成 30 年 3 月 31 日で期間満了となることから改めて指定管理者を指定しようとするものでございます。まず 1 番目に管理を行わせる施設の名称及び所在地につきましては、平取町豊糠体験宿泊施設豊糠山荘、所在地につきましては沙流郡平取町字豊糠 24 番地 3、指定管理者となる団体の名称につきましては豊糠自治会でございます。管理を行わせる期間につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間としております。選定の理由につきましては、平取町公の施設に係る指定管理者選定委員会におきまして、次のとおり公募によらない方法をとる理由として評価しております。理由につきましては、平取町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 2 号の規定により、当該地域住民の団体みずから地域の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できるということでございます。豊糠自治会につきましては、平成 24 年 4 月から今年度まで 6 年間指定管理者として豊糠山荘を管理運営しており、また運営のノウハウも蓄積されております。また自治会のほうからも継続して指定管理者として運営したいという意向も確認しておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 12、議案第 8 号公の施設に係る指定管理者の

指定については原案のとおり可決しました。

日程第 13、議案第 9 号町道の変更認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは議案第 9 号町道の変更認定についてご説明申し上げます。今回変更認定しようとする路線につきましては、路線番号 349 番岩知志川向線でございます。見取図でご説明申し上げますので次のページをご覧ください。場所につきましては国道 237 号線の岩知志小山建設機械株式会社の地先から分岐し、沙流川にかかる平和橋を経由して道道宿志別振内停車場線に至る路線になります。起点につきましては岩知志 34 番地 4 で変更ございませんが、終点を岩知志 164 番地 10 から、岩知志 22 番地 23 に変更するものであります。このことにより総延長は 427.8 メートル増えまして 1098.1 メートルに、実延長は 419.8 メートル増の 1082.1 メートルに変更になります。この路線につきましては国道側の起点から平和橋までを町道岩知志川向線としておりましたが、道道宿志別振内停車場線から沙流川沿いに大谷宅に向かう路線を林道敷舎内線としておりましたが、林道の起点を、平和橋を渡りきったところに変更し、それから道道に至る 419.8 メートルを林道から町道に認定替えするものでございます。以上、ご説明申し上げましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 13、議案第 9 号町道の変更認定については原案のとおり可決しました。休憩します。再開は 10 時 40 分といたします。

(休憩 午前 10 時 25 分)

(再開 午前 10 時 40 分)

議長

再開します。

日程第 14、議案第 10 号平成 29 年度平取町一般会計補正予算第 10 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第 10 号平成 29 年度平取町一般会計補正予算第 10 号につきましてご説明申し上げますので、議案の 42 ページをご覧ください。平成 29 年度平取町

一般会計補正予算第10号は次に定めるところによるものとなります。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ9681万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億6749万5千円にしようとするものとなります。第2項におきまして歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。第2条繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は第2表繰越明許費によるものとなります。それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので議案書50ページ上段をご覧ください。科目は、3款1項1目社会福祉総務費28節繰出金、金額2400万円の増額であります。これは、国民健康保険特別会計に対する繰出金で、国保の被保険者が重篤な病状により高額な入院手術を含む治療を受けたことによって多額の保険請求があり、国保会計に財源不足が生じたことから必要な金額を一般会計から繰り出ししようとするものとなります。続いて下段、3款1項2目老人福祉費28節繰出金、金額111万3千円の増額であります。これは、介護保険特別会計に対する繰出金で、平成29年度において要支援認定から要介護認定へ移行した方が当初の見込みを上回ったことにより、居宅介護サービス給付費が増額したことに加え、病院入院患者の早期退院による介護施設入所が増加し介護申請が増えたため、介護保険特別会計においてその運営のための予算補正が必要になったことに伴い、一般会計から負担する12.5%のルール分について予算の増額補正を行うものとなります。次に51ページ上段、3款2項2目児童措置費13節委託料、金額570万円の増額であります。これは常設保育所にかかる運営費の算定基礎となる国の公定価格について、平成29年度国家公務員の給与改定を主な内容とする単価の引き上げが行われ、29年4月にさかのぼって適用されることから新たな単価で再計算を行い、当初予算に比べて不足する金額を増額補正するものとなります。なお、各保育所によって金額が異なるのは、途中入所者の有無や当初予算見込みに比べて実際の入所者の数に変動があったことなどによるものとなります。続いて下段、5款1項2目農業振興費19節負担金補助及び交付金、金額600万円の増額であります。これは農業の担い手の育成確保と農地の集約、集積の取り組みを一体的かつ積極的に推進する地域において農業用機械の導入について支援し、農業の構造改革を一層加速化することを目的として、平成30年1月に決まった国の補正予算で、担い手確保、経営強化支援事業が実施されることになり、当町から振内町と岩知志の2軒の農業者によるトラクター及びフロントローダーの導入事業について申請を行ったところ、この度事業が採択されたことから予算の補正を行うものとなります。総事業費1200万円の2分の1に当たる600万円が、国から北海道をとおして事業主体である町に補助され、この全額を取り組み主体である2軒の農業者に補助するものとなります。なお、事業の執行については、平成30年度に繰り越す継続事業とするものとなります。次に、5

2 ページ上段、12 款 1 項 1 目国民健康保険病院特別会計繰出金 28 節繰出金、金額 6 千万円であります。これは、平成 29 年度国民健康保険病院特別会計の経常損失の補填を行うため、必要な資金を一般会計から病院会計に繰り出ししようとするものであります。歳出については以上です。一方、歳入につきましてご説明いたしますので 46 ページの上段をご覧ください。科目は 10 款 1 項 1 目 1 節地方交付税、金額は 6013 万 8 千円で、これは地方交付税交付金のうち、普通交付税が既定予算に比べて増額する見込みであることから、これを本補正予算の財源に充てるものであります。続いて下段、12 款 1 項 1 目民生費負担金 1 節児童福祉費負担金、金額 265 万 2 千円の減額であります。これは支出の 51 ページ上段で説明いたしました常設保育所運営費に関連して、北海道の施策によって保護者負担分が減額するということによるものであります。次に、47 ページ上段、14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 1 節児童福祉費負担金、金額 290 万 9 千円であります。これは、同じく常設保育所運営費に関し、子どものための教育・保育給付費負担金として、国から町に交付される負担金であります。続いて 47 ページ下段、15 款 1 項 1 目民生費道負担金 2 節児童福祉費負担金、金額 145 万 5 千円であります。これも、上段と同様、常設保育所の運営費に関し、子どものための教育・保育給付費負担金として北海道から町に交付される負担金であります。次に 48 ページ上段、15 款 2 項 2 目民生費道補助金 4 節児童福祉費補助金、金額 147 万 5 千円であります。これも同じく常設保育所の運営費に関し、多子世帯保育料軽減支援事業費補助金として北海道から町に交付される補助金であります。続いて下段、15 款 2 項 4 目農林水産業費道補助金 1 節農業費補助金、金額 600 万円であります。これは歳出 51 ページの下段で説明いたしました担い手確保経営強化支援事業にかかる事業費の 2 分の 1 に当たる金額で強い農業づくり事業補助金として全額国から北海道を通じて町に補助されるものであります。次に、49 ページ上段、19 款 1 項 1 目 1 節繰越金、金額 2729 万 4 千円であります。これは今回の補正に関して、対象となる国や道の補助金、負担金など、可能な特定財源及び地方交付税交付金などを充当した上で、なお不足する財源につきまして、平成 28 年度一般会計繰越金に求めようとするものであります。続いて下段、20 款 5 項 1 目雑入 2 節雑入、金額 19 万 4 千円であります。雑入が既定予算に比べて増額する見込みであることから、これを本補正予算の財源に充てようとするものであります。次に、44 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費であります。これは 51 ページ下段で説明いたしました農業振興費に関するもので 5 款農林水産業費 1 項農業費、担い手確保経営強化支援事業、金額 600 万円についてこれを平成 30 年度に繰り越そうとするものであります。以上、平成 29 年度平取町一般会計補正予算第 10 号につきましてご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。11 番千葉議

員。

1 1 番
千葉議員

1 1 番千葉です。5 1 ページをお開きいただきたいと思います。3 款 2 項 2 目 1 3 節の委託料についてお伺いをしたいと思います。先ほどの説明の中では、国の公定価格の単価の改正もありということも説明の中に含まれておりましたけども、実際これだけ保育所によって、常設保育所によって差が開いてきたというのは、やはりどうしても我々の視点から見ると、当初の予算は、年度当初の予算は一体どういうことだったのかなという、やっぱり疑問なんですよね。特にバチラー保育園は7 9 8 万円、約8 0 0 万円ぐらい増えて、振内保育所の場合逆に2 0 0 万円ほどの減ということであるんですけども、これだけ差があるというのは当初の見込みの事情とか説明とか伺って、今回補正に上げたのか、その内容をちょっと伺っておきたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保 健 福 祉
課 長

お答えいたします。この委託料の算定については、前年度の入所の園児数、そういうものを基に計算しております。毎年2月に今回の公定価格の改定があるということで、毎年この時期に精算というかたちで補正予算を上げさせていただいています。その中で特に今ご指摘がありましたとおりバチラー保育園につきましては定員6 0 人なんですけども、予算上5 5 名ということで見込んでおりました。ただ今回、実際に入ってみると5 7 名ということで2 名の増になっておりますけども、この中で1 歳児、2 歳児の割合が当初の予定より増えております。なお参考にこの公定価格、バチラー保育園の場合ですと、月額0 歳児は2 1 万円、1 歳、2 歳児は約1 3 万円、3 歳児が7 万2 千円、4 歳児以降については6 万5 千円ということで、このように1、2 歳児が特に多かったバチラー保育園においては、3 歳児以降の公定価格、この倍になるということなんです。こういうものが大きく影響しております。次に振内保育所につきましては定員3 0 名のところ、例年の見込みでいくと2 3 名ということで予定しておりましたけども、実際は2 1 . 7 ということの児童数です。その内訳については4 歳児以降の入所が非常に多くなっていて、実は見込みの中で昨年の段階で0 歳児の入所というお話があって、この分を見込んでおりました。ただ実際には入所されなかったことから、実は振内の場合は0 歳児は2 3 万円という公定価格になります。これを1 2 か月にかけてと2 7 7 万という金額が当初より減っているということになってこの分が大きく影響しています。次に弥生保育園と二風谷保育所につきましては定員2 0 名ということでそれぞれ1 9 名、1 8 名ということで若干ではありますけども増減しております。このようにこれまでの実績をみながら予算を計上しているところではありますけども、特にこの0 歳児については、1 人いるかないかで2 0 0 万、2 5 0 万の金額が変わってきます。また年長になってから、3 歳、4 歳以降になってから新規で入っ

てくるという園児もおりますので、なかなかその0歳児または年少さんの推計というのは難しい状況にあることから当課としてもできるだけ毎年の実績をみながら大きな変化がないように慎重に推計したいというふうに考えておりますけども、ただ0歳児1人だけで250万という金額になってしまいますのでそこら辺はご理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

いや非常によく理解はしているつもりなんですけど、単価を聞いて、1名当たり、特に0歳児から3歳児までの月額単価が非常に大きいということも理解できます。ただ、保健福祉課の担当の情報収集というんですか、ある程度やっぱり見込んでおく必要性、それから保育所自体の捉え方もあろうかなと思いますので、その辺はやっぱり慎重に予算計上して、当初見込みとあまり差が開いてくるとどうしてかな、まあ単価のことは1名につき2百何十万とか年間変わるということはあるんですけども、その辺やっぱり今後、慎重に調査して事前に情報を察知しながら、当初の予算とあまり極端な開きがないことをやっぱり望んでいますけども、その辺ひとつお願いになりますけどもよろしくお願いいたしますと思います。

議長

答弁はよろしいですか。ほかございませんか。なければ、質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、議案第10号平成29年度平取町一般会計補正予算第10号は原案のとおり可決しました。

日程第15、議案第11号平成29年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第11号平成29年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。53ページをお開きください。平成29年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正であります。第1条は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3633万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5万7千円とするものでございます。2は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので60ページをお開きください。2款保険給付費にお

いては、本年度分の医療費動向を踏まえた所要の調整をお願いするもので、高額な治療を行った被保険者が多数発生したことにより予算をさらに上回る見込みとなったためでございます。１項療養諸費１目一般被保険者療養給付費では４２６９万１千円を追加いたします。３目一般被保険者療養費では４万８千円を追加いたします。次ページをご覧ください。２項高額療養費１目一般被保険者高額療養費では９９７万４千円を追加いたします。７款共同事業拠出金においては、本年度分の共同事業拠出金の額が確定したことによる減額補正でございます。１項共同事業拠出金１目共同事業拠出金では７４９万２千円を減額いたします。次ページをご覧ください。２目保険財政共同安定化事業拠出金では８８８万３千円を減額いたします。次に歳入についてご説明いたします。５６ページをお開きください。３款国庫支出金、６款道支出金、７款共同事業交付金においては、今年度分の医療費等の状況による負担金、交付金の補正をお願いするものです。３款国庫支出金１項国庫負担金１目療養給付費負担金１１２２万８千円を追加いたします。医療費実績に基づく変更申請によるものでございます。２目高額医療費共同事業負担金では１８７万３千円を減額いたします。歳出でもご説明いたしましたが、本年度分の共同事業拠出金の額が確定したことによる減額補正でございます。次ページをご覧ください。２項国庫補助金１目財政調整交付金６６９万９千円を追加いたします。６款道支出金１項道負担金１目高額医療費共同事業負担金では１８７万３千円を減額いたします。先の国庫支出金と同様、今年度分の共同事業拠出金の額が確定したことによる減額補正でございます。次ページをご覧ください。２項道補助金１目財政調整交付金は６６１万８千円減額いたします。保険財政共同安定化事業の額が確定したことによる減額補正でございます。７款共同事業交付金１項共同事業交付金１目高額医療費共同事業交付金３０８万２千円を追加いたします。今年度分の高額医療費共同事業交付金の額が確定したことによるものでございます。次ページをご覧ください。２目保険財政共同安定化事業交付金１６９万３千円を追加いたします。保険財政共同安定化事業交付金の額が確定したことによるものでございます。９款繰入金１項一般会計繰入金１目一般会計繰入金２４００万円を追加いたします。今回の国保会計補整に対し必要な財源を一般会計に求めたものでございます。以上で議案第１１号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第15、議案第11号平成29年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第16、議案第12号平成29年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは議案第12号平成29年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。議案の63ページをお開きください。この補正予算第3号は次に定めるところによります。歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ890万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9788万2千円とするものです。2、歳入歳出予算の補正の款項区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。それでは先に補正予算の歳出についてご説明しますので71ページをお開き願います。2款1項1目居宅介護サービス給付費19節負担金、補助及び交付金、補正額950万円ですが、次の72ページの3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費において同額の950万円を減額補正し、財源の内訳につきましても同様の額で予算の振り替えを行うものです。従いましてこれに関しては、支出予算科目の変更のみということになります。これは、平成28年度実績に基づいて予算上介護サービスを見込んでおりましたが、要介護認定者の増加に伴い居宅介護サービス給付費も増加しました。その反面、要支援者が減少したことにより、対象とする総合事業サービス、これについて減額となったことからこの予算を振り替えるものです。次に71ページの下段になりますけれども、2款1項3目施設介護サービス費19節負担金、補助及び交付金、施設介護給付費890万円の補正です。これは症状の安定等によって病院に入院されていた方が新たに介護認定を受けて老人福祉施設に入所という方が増えて、結果この施設介護サービス費が不足したため、予算の補正をするものです。補正による財源内訳としましては66ページからの歳入になりますが、経費の負担割合は、調整交付金も含めて国が20%、道は17.5%、支払基金は28%、町は一般会計繰入12.5%、保険料ということで一般財源、22%ということになっています。それでは、最初に歳入の66ページになりますけれども、3款国庫支出金ですが、1項1目の介護給付費国庫負担金323万5千円の計上です。次に下段になりますけれども3款2項1目調整交付金としまして92万円、次の67ページになりますけれども3款2項2目地域支援事業交付金、財源の振り替え分としまして237万5千円の減。次に、その下の表ですが4款支払交付金1項1目介護給付費交付金として財源振替分もあわせまして515万2千円ということです。次の68ページになりますけれども、4款1項2目地域支援事業交付金、財源振替分として266万円の減。その下ですが、5款の道支出金1項1目介護給付費道負担金としまして274万5千円の増。次の69ページです。7款1項2目地域支援事業交付金としての財源振替分118万8千円の減。その下の表になりますけれども7款1項1目介護給付費

繰入金 230 万円。また 70 ページになりますけども、7 款 1 項 2 目地域支援事業交付金 118 万 7 千円の減。最後に 8 款 1 項 1 目繰越金から 195 万 8 千円の財源充当を予定しています。以上とおり介護保険特別会計補正予算第 3 号を提出いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 16、議案第 12 号平成 29 年度平取町介護保険特別会計補正予算第 3 号は原案のとおり可決しました。

日程第 17、議案第 13 号平成 29 年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第 3 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

議案第 13 号平成 29 年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第 3 号をご説明いたします。第 1 条、平成 29 年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第 3 号を次のように定めようとするものでございます。第 2 条、平成 29 年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、以下予算という、第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものでございます。2 の主要な建設改良事業、平取町国民健康保険病院改築事業、既定予定額 9 億 2100 万円を 816 万円の減額とし、計 9 億 1284 万円となります。これは事業費の精査によります。次に第 3 条、予算、第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、1 款病院事業収益、既定予定額 7 億 4180 万 7 千円。補正予定額 6 千万円の増額で、計 8 億 1080 万 7 千円となります。2 項医業外収益の補正となります。既定予定額 3 億 1782 万 9 千円、補正予定額 6 千万円の増額で、計 3 億 7782 万 9 千円となります。第 4 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 655 万 2 千円は留保資金で補填いたします。まず収入ですが、1 款資本的収入、既定予定額 9 億 3034 万 7 千円、補正予定額 820 万円の減額とし、計 9 億 2214 万 7 千円となります。2 項企業債、既定予定額 8 億 9400 万円、補正予定額 1280 万円の増額とし、計 9 億 680 万円となります。4 項補助金、既定予定額 2700 万円、補正予定額 2100 万円の減額とし、計 600 万円となります。1 款資本的支出、既定予定額 9 億 3685 万 9 千円、補正予定額 816 万円の減額とし、計 9 億 2869 万 9 千円となります。3 項建設改良費、既定予定額 9 億 2826 万円、補正予定額 816 万円の減額とし、計 9 億 2010 万円と

なります。次のページをご覧ください。第5条予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正するものでございます。起債の目的、平取町国民健康保険病院改築事業補正前限度額8億9400万円、補正後の限度額9億680万円とします。補助金の減額により、起債額が増額となることによります。次のページをご覧ください。平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更でございます。補正予定額は記載のとおりでありますので説明は次のページからの説明書により説明いたしますので省略させていただきます。次のページをご覧ください。収益的収入、1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計負担金でございます。一般会計からの繰入金6千万円を追加補正するものでございます。平成29年度12月末時点での損益収支見込みにより、5700万円ほど純損失の計上を見込んでおります。それによりまして資金不足が発生し、その資金不足比率が15.9%程度になる見込みでございますので、この資金不足比率が10%を超えますと、企業債の発行が協議制から許可制になり財務状況の悪い団体への貸し付けが制限されることも予想されます。病院の本体工事が施工中でありまして、平成30年度の財源確保のための企業債の発行をスムーズに進めるため資金不足を解消することを目的に繰り入れを予定するものでございます。平成29年度は大変厳しい決算見込みとなっておりますが、次年度へ向けて改善対策を取り組んでおりますのでご理解をお願いいたします。次のページをご覧ください。資本的収入、1款資本的収入2項企業債1目企業債でございます。補正前の額が8億9400万円、補正額が1280万円の増額となり、計9億680万円となります。1節企業債を1280万円増額になりまして補助金の平成29年度分の減額に伴い、病院改築事業の財源を企業債に振り替えて手当てするものであります。次に、4項補助金1目補助金1節補助金でございます。補正前の額が2700万円、補正額が2100万円の減額となり計600万円となります。病院改築にかかる補助事業としてサステナブル建築物等先導事業を当初見込んでおりました補助金額が出来高により申請になるため2100万円の減額となります。減額となった2100万円については30年度に持ち越して2か年総額で5400万円になる見込みです。補助金の総額は5400万円は変わらない見込みとなっております。次に、資本的支出、1款資本的支出3項建設改良費2目建設工事費でございます。補正前の額が9億2100万円、補正額が816万円の減額となり、9億1284万円となります。2節工事費の中の病院敷地造成工事の執行残を精査し減額するものでございます。次のページをご覧ください。予算説明資料として継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額、または支出額の見込み、及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。全体計画の中の特定財源のうち、国、道支出金の平成29年度と30年度の国庫補助金の交付予定額の変更により財源の変更を記載しております。平成29年度に2100万円減額になったものが30年度に交付予定となります。総額は5400万円と変更はありません。地方債も国庫補助金の変更

に伴い各年度の発行額を変更しております。以上、病院会計の補正予算第3号の説明とさせていただきますのでご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。11番千葉議員。

11番
千葉議員

11番千葉です。今病院事務長のほうから今回の一般会計補正6千万ということの説明、議運のほうでも一定の説明を受けましたけども、中身はよくわかって私も理解はしているつもりなんですけども、やはり新しい病院の建物ができ上がっていく、それと同時に資金不足を補わなくてははいけない。これはもう当然のことながら我々議員も理解はしております。ただ、さまざまな人件費とか経費、これ節約する努力も本当皆さん一生懸命やっているなというの、これも理解できます。ただやっぱり、私も1議員として心配しているのはこういうことが続いていくなかで、建物の償還も始まっていく、それから新しい建物はどのぐらいのランニングコストかかるかわかんないんですけども、やっぱりこのようなこと、いろんなこと詰めていくと今後本当に大丈夫なのかなと。我々が、一生懸命病院の関係者努力しているのはもちろん私も目の当たりに見ておりますけども、その辺、今回先ほどの説明の中でちょっと気になったのは平成29年度は予想したよりかなり悪い数字だったと。これの第一要因は事務長の立場で何が大きな原因だと思っていますか。まずそのことをお答えいただきたいと思います。

議長

病院事務長。

病院事務
長

29年度の決算見込みでは大幅な赤字というようなことを予定しております。その要因としましては、やはりちょっと入院患者さんが、なかなか伸びてこないというような状況があります。うちの病院では手術とかそういう部分の治療はしておりますので、なかなかそういう患者さんを受け入れるということができませんので、ある程度、状態の安定した患者さんを受け入れて治療していくというようなことで入院患者さんを受け入れております。それと、いわゆる社会的入院、今こういう言葉使わないかとは思いますが、社会的入院という方も受け入れながら、病院運営をしているんですけども、振内とかにも介護施設ですか、結構充実されまして、そちらでも受け入れのできる患者さんについてはうちのほうからそちらへ移っているというの、2、3ありますのでそういうことも含めて、なかなかちょっと患者さんが伸びてこなかったのが原因かというふうに分析はしております。

議長

千葉議員。

11番 千葉議員	本当に先ほど言ったとおり、関係者本当に努力はしてくれているなというのは本当に私も肌で感じております。それからさまざまな人件費も含めて、議運のときも事務長のほうから説明あったとおり、今後、退職される方含めて人件費は最小限に抑えていこうという努力もわかっていますけども、いわゆる資金不足に陥る要因というのは、僕も感じていたのはやっぱり入院患者の出入りの部分というのはこれはもう否めない、否定できない部分だなと思っていますけども、やはり一議員として心配しているのは今後のことであります。どうか、今以上にもう少し中身を精査して、でき得限りの資金不足に陥らない方法、決定打はないにしろ、何かちょっと視点を変えて捉えていくという部分も含めて、これからひとつ努力をしていただきたいなというふうに思っています。その上で私は今回の補正は理解したいなというふうに思っていますけども、その点について何かご意見等あるいは答弁等ございましたら求めたいと思います。
議長	病院事務長。
病院事務 長	経営改善につきましては来年度に向けて人員も少し減らしながら、何とか少しでも改善していきたいというようなことで考えております。また先生方にも、いろいろ入院患者さんも少しお願いしますということで頼みながらやっておりますので、何とか増収といいますか、収益を増やす努力はしておりますので、ご理解のほうお願いしたいと思います。
議長	5番井澤議員。
5番 井澤議員	5番井澤です。入院患者さんのことですけれども、町立病院にまずかかって、町立病院で対応できないような手術とか入院の方について他の協定病院とかに紹介して行っていただくわけですけども、その患者さん等が落ちついた状況になって町立病院でまたお世話できるというか、受け入れられるような状況になったら、町立へ返していただくというか、戻っていただく、その辺のところの何かは町立病院としての取り組み方とか、やり方、またその実績みたいなものについて数字等がありましたら教えていただきたいのですが。
議長	病院事務長。
病院事務 長	そういう患者さんの数字は押さえておりませんけども、実際問題、他の病院で入院されてそちらの病院で治療がある程度済んだ場合は、うちの病院で受け入れられる患者さんについては受け入れていただいて治療をしていただくということもしておりますので、ちょっと数字については今把握しておりません。申しわけありません。

議長

では後ほど、その辺についてはお願いします。町長。

町長

それでは私のほうから補足説明、答弁をさせていただきたいと思いますが、やはり町立病院というのは地域における基幹病院として地域医療の確保のために、重要な役割を果たしていると思いますし、また、本町から遠い貫気別、旭、芽生だとか豊糠、そういった方面の高齢者のことを考えますと、本当に病院を選択できない町民が多数いることも考えますと、この通院負担を考えたとき本当に病院というのは大事なものだというふうに考えてございます。病院を存続させるためには、やはり町民のニーズに適応した医療サービスの提供とあわせて、健全経営の両立を図ることが重要というふうに考えてございます。先ほど事務長からお話ありましたように最近が高齢化に伴って亡くなる方が非常に多いということで、特に町立病院の入院の患者さんも連続して亡くなってございまして患者数が少なくなるというのが一つの収入減となってございまして、また都会では一定期間入院すると病院から自動的に出されるということになってございまして、治療方法がなければ出されてしまうということ。しかしながら自宅に連れていっても、帰れない患者さんの家族は本当に困ってしまうということで、そういった面では町民の最後の終の棲家ということで、対応しなければならないというようなことから、それはやはり地元町立病院の役割だというふうに思っているところでございまして、そのためには一定程度は町の持ち出しはやむを得ないものかなというふうに考えております。ただ基本的には、単年度収支を黒字にするように、独立採算により今後ともいろんなかたちで努力をしてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長

ほかございませんか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第17、議案第13号平成29年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。

日程第18、報告第1号、

日程第19、報告第2号請願審査の結果報告について。以上2件を一括して議題とします。常任委員会委員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。日程第１８、報告第１号について、採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり、採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第１８、報告第１号については報告どおり採択と決定しました。

日程第１９、報告第２号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第１９、報告第２号については、報告どおり採択と決定しました。

日程第２０、請願第１号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する請願について、

日程第２１、陳情第１号障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書を国に提出すること求める陳情について、以上２件を一括して議題とします。この２件の取り扱いにつきましては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。１０番四戸議員。

１０番
四戸議員

１０番四戸です。提出されました請願１件、陳情１件について、３月１日に開催されました議会運営委員会で協議しました結果、請願第１号及び陳情第１号の２件につきましては、産業常任委員会へ付託としておりますので議長よりお諮りをお願いします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、請願第１号、陳情第１号については、産業厚生常任委員会に付託し審査することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、請願第１号、陳情第１号については、産業厚生常任委員会に付託し審査することに決定しました。休憩します。再開は午後１時といたします。

（休 憩 午前１１時３４分）

（再 開 午後１３時００分）

議長

再開します。

日程第２２、平成３０年度町政及び教育行政執行方針の説明に入ります。まず、町政執行方針の説明を求めます。町長。

町長 (町政執行方針を説明)

議長 休憩します。再開は２時２５分といたします。

(休憩 午後 ２時 １３分)

(再開 午後 ２時 ２４分)

議長 再開します。続きまして、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

教育長 (教育行政執行方針を説明)

議長 以上で平成３０年度町政及び教育行政執行方針の説明を終了いたします。以上で本日の日程は全て終了いたしましたのでこれをもって散会といたします。どうも大変ご苦勞様でございました。

(閉会 午後 ３時 ３分)